

区分	その他
----	-----

# 案件概要

資料1

共通	
件名	デフリンピック準備運営本部におけるクラウドサーバーの運用及び環境保守業務委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内容	
<p>○概要 デフリンピック準備運営本部（以下「デフ本部」という。）におけるデータのストレージ用サーバーとして使用するクラウドサーバーの接続に係る運用及び環境保守業務を委託する</p> <p>○契約期間 2024年4月1日から2026年6月30日まで（27カ月）</p> <p>○委託する内容 ・クラウドサーバーの運用及び環境保守 ・履行場所への定期訪問によるサポート</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
<p>本委託はデフ本部におけるストレージ用サーバーの運用のため、クラウドサーバーの運用及び環境保守を委託するものである。</p> <p>デフ本部で現在利用しているクラウドサーバーはデフ本部のネットワークと密接に連携して構築されているため、当該クラウドサーバーの運用及び環境保守にあたっては、デフ本部のネットワーク関連業務と一体となって行う必要がある。また、クラウドサーバー上のユーザ権限は職制に応じ逐次適切なアクセス権限の設定を行っており、併せてネットワークのセキュリティに関しても一体的な設定を行っている。サーバーの保守を確実に実施し、さらにセキュリティ事故及び情報漏洩等のインシデントが起こるリスクを未然に防止するためには、ネットワークの構成や詳細な設定内容を熟知している業者が運用及び保守を行う必要がある。</p> <p>協立情報通信株式会社は、令和5年8月のオフィス移転時にデフ本部のネットワーク構築を担っており、ネットワークの構成や詳細な設定内容を熟知している唯一の業者であり、ネットワーク構築に密接に連携している本委託業務を適切に遂行できるのは、協立情報通信株式会社において他にいない。</p> <p>よって、本委託業務を協立情報通信株式会社に特命随意契約する。</p>	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部総務グループ

## 契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	デフリンピック準備運営本部におけるクラウドサーバーの運用及び環境保守業務委託
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。</li> </ul>	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるオフィス構築に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。</li> <li>●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。</li> </ul>	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。</li> <li>●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。</li> <li>●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。</li> </ul>	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。</li> </ul>	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。</li> </ul>	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。</li> </ul>	

# 案件概要

資料 2

## 実施前（募集概要）

<p>件名</p>	<p>第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について</p>	<p>3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等</p> <p>4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの (2) 暴力団又は暴力団員等であること (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損又は低減のおそれがあること</p>						
<p>収入主体</p>	<p>公益財団法人東京都スポーツ文化事業団</p>							
<p>内 容</p>								
<p>東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。</p> <p>1 協賛カテゴリ</p> <p>(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下3区分を設定 ・5,000万円（相当）以上 ・1,000万円（相当）以上から5,000万円（相当）未満 ・100万円（相当）以上から1,000万円（相当）未満</p> <p>(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下3区分を設定 ・100万円（相当）以上 ・50万円（相当）以上から100万円（相当）未満 ・50万円（相当）未満</p> <p>2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで</p>		<p style="text-align: center;"><b>申込後締結前</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1115 927 1391 991"> <p>対象期間</p> </td> <td data-bbox="1391 927 2058 991"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1115 991 2058 1046" style="text-align: center;"> <p>協賛申込内容確認結果等</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1115 1046 2058 1414"></td> </tr> </table>	<p>対象期間</p>		<p>協賛申込内容確認結果等</p>			
<p>対象期間</p>								
<p>協賛申込内容確認結果等</p>								
<p>所管部署</p>		<p>東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部財務部予算グループ</p>						

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱に基づく「協賛企業の呼称・エンブレム使用、広告掲出等」一覧（2024年3月時点）

募集開始後公表

カテゴリ	区分 (協賛額・相当額)	大会期間前			大会期間中															
		呼称・エンブレム使用			氏名・企業ロゴ掲載										企業広告掲載		フライヤー・試供品配布 (事業団実施)			
		大会呼称使用	東京大会エンブレム	デフリンピックマーク	大会エロロゴ掲載・リンク設定 (東京2025デフリンピック)	大会ロゴフライヤー	大会ロゴバンフレット	開閉会式場スポンサーボード	競技会場スポンサーボード (指定競技会場)	競技会場スポンサーボード (指定競技会場以外)	デフリンピックスクエア ・スポンサーボード	会見バックボード	指定物品等への企業名掲載	大会バンフレット	競技観戦ガイド(デジタル版)	開閉会式場	指定競技会場	競技会場(その他)	デフリンピックスクエア	
トータルサポート メンバー (全体支援)	5,000万円(相当)以上	○	○	○	特大	特大	特大	特大	特大	特大	特大	特大	○	見開き 2 ページ	見開き 2 ページ	○	○	○	○	
	1,000万円(相当)以上 5,000万円(相当)未満	○	○	○	大	大	大	大	大	大	大	大	○	見開き 2 ページ	1 ページ	○	○	○	○	
	100万円(相当)以上 1,000万円(相当)未満	○	○	○	中	中	中	中	中	中	中	中	○	1 ページ	1 ページ	○	○	○	○	
ゲームズサポート メンバー (競技支援)	100万円(相当)以上	○	○	○	中	-	中	-	大	-	-	-	○	-	1 ページ	-	○	-	-	
	50万円(相当)以上 100万円(相当)未満	○	○	○	小	-	小	-	中	-	-	-	○	-	1/2 ページ	-	○	-	-	
	50万円(相当)未満	○	○	○	企業名 のみ	-	企業名 のみ	-	企業名 のみ	-	-	-	○	-	企業名 のみ	-	○	-	-	

## 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱（案）

### （趣旨）

第1条 本要綱は、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（以下「本大会」という。）において、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）からの協賛の募集及び契約の手続等に関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 本要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協賛 企業、団体等が本大会の開催趣旨に賛同し、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）に対して、本大会の準備・運営に要する資金、役務及び物品を提供することをいう。

なお、本大会の準備・運営の主な事業内容は以下のとおりとする。

- ア 競技・会場の準備・運営に関すること
- イ 開閉会式の準備・運営に関すること
- ウ 宿泊・輸送に関すること
- エ アクレディテーションに関すること
- オ 会場における警備に関すること
- カ 飲食・会場内の清掃に関すること
- キ 医療体制・ドーピング検査に関すること
- ク デフリンピックスクエアの準備・運営に関すること
- ケ ボランティアに関すること
- コ スタッフのユニフォームに関すること
- サ 表彰式・メダルに関すること
- シ 全国におけるPR活動に関すること
- ス その他、本大会の準備・運営等に必要とする事業に関すること

(2) 協賛企業 協賛に係る契約を締結した企業等のことをいう。

(3) 指定物品等 本大会の準備・運営に要する役務及び物品であり、事業団が別に定めるものをいい、原則として最新の「東京都グリーン購入ガイド」に定める基準を満たすもの。

(4) 協賛金等 協賛企業が提供する資金及び協賛企業が提供又は貸与する指定物品等のことをいう。

(5) 協賛金額 協賛企業が提供する資金の額及び協賛企業が提供又は貸与する指定物品等の評価額の合計額をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。

### （協賛のカテゴリ）

第3条 協賛のカテゴリは、次のとおりとする。

(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

(募集期間)

第4条 協賛企業の募集期間は、原則としてこの要綱の施行された日から令和7年9月30日までとする。ただし、指定物品等については、この期間に関わらず、必要数量等を満たした時点で終了する場合がある。

(協賛受入れの条件等)

第5条 事業団は、企業等から協賛の申込みを受けた場合、協賛の内容が、本大会の開催趣旨に沿い、かつ、本大会の準備・運営に資するものであること及び協賛受入れの対象となる企業等が以下の各号のいずれにも該当しないことを判断のうえ、契約手続に着手するものとする。

- (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。
- (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。

(契約手続等)

第6条 協賛に係る契約締結及び協賛金等の受入れは、原則として以下の手順により行うものとする。

- (1) 協賛を行う意思のある企業等は、別記様式第1号による協賛申込書（以下「申込書」という。）を事業団に提出する。
- (2) 協賛を行う意思のある企業等は、申込書にあわせて、前条各号に該当しないことを示すため、別記様式第2号による誓約書を、事業団に提出する。
- (3) 事業団は申込書及び誓約書の提出を受け、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）及び東京都に対して情報共有のうえ、受入れが適当であるか「財務契約検討会」で確認する。
- (4) 事業団は、連盟、東京都、連盟デフリンピック運営委員会及び事業団で構成する「契

約・調達管理会議」に付議し、手続の適正性について確認する。

- (5) 事業団は、前2項により受入れの妥当性及び手続の適正性が確認できたものは、国際ろう者スポーツ委員会に対して報告のうえ、申込みを行った企業等と別に定める契約書により契約を締結する。
- (6) 事業団は、受入れが適当でないとは判断した場合、申込みを行った企業等にその旨を通知する。
- (7) 事業団は、協賛金等を受領した場合には、別に定める受領証又は借受証を協賛企業に対して交付する。
- (8) 事業団に貸与された指定物品等を返却する際は、協賛企業は、借受証の返却又は返却したことを証する書面を事業団に提出する。

(資金の額及び支払期限等)

第7条 協賛企業が提供する資金の額及び支払期限等については、個別の契約により定める。

(指定物品等の評価額及び納入日等)

第8条 協賛企業が提供及び貸与する指定物品等の評価額及び納入日等については、個別の契約により定める。

(エンブレム等の使用及び協賛企業の広告掲出等)

第9条 協賛企業が使用可能なエンブレム等及び事業団が実施する協賛企業の広告掲出等については別に定める。

(協賛金等の使途)

第10条 事業団は、受領した全ての資金を本大会の準備・運営に係る経費に充てる。

2 事業団は、受領した指定物品等を本大会の準備・運営に活用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、事業団デフリンピック準備運営本部長が別に定める日から施行する。

## 収入案件 個別確認表（募集手続実施前）

案件名

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について

確認の視点	確認内容	備考
募集手続の適正性		
収入主体での意思決定プロセスの手続が適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の意思決定が行われていることを確認した。</li> </ul>	
募集にあたり、適正な手続が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要綱等の規定が公正な手続となっていることを確認した。</li> <li>● 協賛の受入れ条件が明確に定められていることを確認した。</li> </ul>	
募集内容が、要綱等で明確かつ適正に定められていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協賛の定義や種類等、協賛募集にあたって必要な事項が定められていることを確認した。</li> <li>● 協賛受入れの対象としない企業等の考え方に妥当な理由がある。</li> </ul>	

# 案件概要

共通	
件名	令和6年度デフリンピック情報サイト運用等業務委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内容	
<p>①概要 デフリンピック準備運営本部における準備の実施状況について掲載するため、Webサイトの運用等を行う。</p> <p>②契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>③主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大会準備の状況</li><li>・契約情報等</li><li>・東京都、ろうあ連盟など関係団体HPへのリンク</li></ul> <p>④その他 障害者や高齢者等も含め、誰もが支障なく利用できるWebサイトとなるよう、都が定めるアクセシビリティの対応基準に準拠</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	入札結果が「低入札」
入札・契約手続き等確認結果	
開札日時：令和6年2月28日16時	
事業団契約担当部署において、落札者へのヒアリング（仕様内容を確実に履行することができるかなど）や公表資料（落札者のホームページなど）から、受注状況や財務状況、実施体制などの確認を行っており、落札者が履行能力として問題のない業者であることを確認している。	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部企画調整グループ

## 入札経過調書

番号	5 ス文事デ契第46号		
開札日時	令和6年2月28日16時		
開札場所	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部		
	東京都江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル14階		
件名	令和6年度デフリンピック情報サイト運用等業務委託		
落札者	日本電算株式会社	落札金額	¥5,170,000
		(うち消費税及び地方消費税)	¥470,000
<b>入札者名</b>	<b>第1回入札金額</b>	<b>第2回入札金額</b>	<b>第3回入札金額</b>
日本電算株式会社	¥4,700,000		
株式会社ブラージュ	¥5,180,000		
株式会社アナハイム・テクノロジー	¥7,643,360		
株式会社イーダブリュエムジャパン	¥8,425,500		
株式会社スケール	¥14,300,000		
株式会社 セルコ	¥18,323,000		
※入札金額は消費税を含まない。			
備考			

## 契約・調達案件 個別確認表（契約締結前）

案件名 令和6年度デフリンピック情報サイト運用等業務委託  
 調達方式 希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
落札価格及び契約締結の適正性		
指名業者数が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大会運営組織の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していることを確認した。</li> </ul>	
業者選定理由が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。</li> <li>● 履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。</li> <li>● 業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。</li> </ul>	
落札価格が予定価格を超過していないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。</li> </ul>	
契約手続きの適正性		
低入札であるが、入札手続き等が適正であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達方式が妥当な方法であることを確認した。</li> <li>● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。</li> <li>● 落札者へのヒアリングや公表資料から、落札者が履行能力に問題がない業者であること、仕様内容が落札者に正確に伝わっていることを確認した。</li> </ul>	